

令和5年

議会運営委員会記録

令和5年12月21日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和5年12月21日（木曜日）
午後1時00分 開会 午後1時17分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	安 保 友 博 議 員	副 委 員 長	鳥 飼 雅 司 議 員
委 員	吉 田 武 司 議 員	委 員	伊 藤 妙 子 議 員
委 員	菅 原 満 議 員	委 員	鎌 田 泰 春 議 員
議 長	富 澤 啓 二 議 員	副 議 長	小 嶋 智 子 議 員
委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議 員	委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議 員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課副主幹	川 辺 聡		

◇本日の会議に付した案件
決議案について

午後1時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と2名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、決議案についてです。

ただいま、会議規則第14条の規定により、安保友博議員ほか2名から、大島秀彦副市長に対する問責決議案が、吉田武司議員ほか2名から、松本武洋前市長に対する非難決議案が、鳥飼雅司議員ほか2名から、議案第84号に対する附帯決議案が議長に提出されました。

決議案については、お手元に配付してありますとおりです。

お諮りします。問責決議案を決議案第1号として、非難決議案を決議案第2号として、附帯決議案を決議案第3号として、本日の日程に追加し議題とすることについて、異議ありませんか。

菅原委員。

○菅原満委員 決議案1、2、3号というんだけど、審査の順番がどういうふうになるのか確認したいんですけども。

○安保友博委員長 審査の順番はこの後、議事日程に追加した後でお諮りしますけれども、事前に申し上げますと、決議案第1号及び第2号については、議案第83号の討論・採決の後に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論については通告を取らずに行い、採決を行いたいということで、お諮りしようと思っています。

菅原委員。

○菅原満委員 今出されている決議案第2号で、松本武洋前市長に対する非難決議について、前職は公職でしたけど、今は民間の人なんですが、それに対しての決議というのは、決議すればできるんでしょうけど、その辺についての妥当性というのはどう考えたらいいんですか。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 私人に対する決議というのは、法律上規定されていない。事実行為でないので、規定はない。一つの見解として、議会の意思を対私人に示す決議をするためには、公益性があることが必要であるというものがあります。地方議会運営事典、意見書に関する規程の準用です。上記のことから、今回はまさに市の損害を回収するためのものなので、可能と考えています。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 3人の方にお聞きしますけれども、今日、大切な議会の最終日に、なぜ私が聞いたのは、10分、15分前ですよ。こんな直前にこういうのを出すってことは議会が混乱するわけです。もっと時間があるわけですから、なぜ、もっと早く出さないんですか。私

ら見てると何か衝動的に出しているとしか見えません。もっと深く議論する場は何度もあったわけですから。そしてこんなに時間をとって、ちょっとおかしいんじゃないですか。3人の方にお聞きします。決議案第1号、2号、3号のそれぞれの提出者にします。なぜこんなに切羽詰まった形で出すのか。それは議会を混乱させる、議会というのはもっと議論してやる場所じゃないでしょうか。私らこれを見て、10分かだけで結論なんか出せないですよ。もっと時間をかけてやるべきじゃないでしょうか。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 私は、附帯決議案を出した者ですが、委員会審査が終わって、その委員会の中でも十分な結果、赤松議員も委員長として頑張られたと思うんですけども、市長を呼んでいろいろ審査したわけですが、そこら辺でやっぱりこの附帯決議、また市民からの税金を使って今回裁判のところに充てていくというところで、明朗な回答が返ってこなかったという部分がやっぱり一番引っかかっているんですね。本来であれば、こういった議案というのは継続審査だったりするべきですけども、その日にちというのが1月何日までというふうに和解の期限が決まっているので、どうしてもタイトなスケジュールになってしまったと考えているんです。本来であれば、もっともっと熟慮して考えていかなければいけない問題だと思うんですけども、時間の猶予がなかったということで、こういうふうな決断をさせていただきました。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 私の非難決議については、これまで市長が、求償権について、市としては責任がある、また、その責任という意味で、前市長に関しては御自身の判断というふうに考えているということを経済部がこれまで何回もそういう答弁があったので、そういうことを踏まえて、今回、前市長に対しての非難決議を出すことにして、悩んだんですけども、悩みに悩んで、市長の代弁をするんじゃないんですけども、こんなところで市民の大事な税金を使うのに、私たちもこれからいろいろところで説明をしていく説明責任があると思いますので、今回こういう決議を出させていただくことを判断し、今日出させていただきました。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 私が、今回、問責決議案を出すに至った経緯をお話ししますと、やはり一番大きいのは、赤松委員長の下行われました、文教厚生常任委員会でのお話を傍聴している話です。具体的に申しますと、先ほど委員長報告に対して質問をさせていただいたんですけども、委員会の議事進行の中で、本来明らかにすべきものが明らかになっていないという、最終的に結論としてそういう結果がありまして、その中で、苦渋の選択ということで、当時は私の会派のほうでも反対に回った。だけれども中身を審査するといった時に、単純に市長が責任を取らないから否決していいのか、そういう問題意識から、私の会派の中でも今日の今日まで、散々の議論を繰り返してまいりました。昨日の夜までかかって、本当にどうしようかという話を悩みに悩んで、それで最終的に出してきたのがこれです。なので、それを赤松議員が預り知

らずだというところで、急に出してきたと言うことは、客観的にはそうなのかもしれないですけども、私どもの会派としても相当に悩んで、最終的に出さざるを得ないというところで結論として出したという経緯がありますので、そのように御理解いただければと思います。

○**安保友博委員長** 議事を副委員長と交代します。

赤松祐造委員外議員。

○**赤松祐造委員外議員** 委員会で審査できなかったということですけど、あの委員会は、普通だと課長に聞いて、課長が答えられなければ部長に質問して、そこで納得がいかなければ、市長をお呼びするというのが過去の通例じゃないですか。あの委員会では最初から一番よくわかっている担当者を超えて、また部長も超えて、いきなり市長に行くというのは、私は委員会の在り方としておかしいと思っています、今も。それと、令和元年9月に松本市長と大島副市長をお呼びして、総務環境常任委員会の中で、給料減額などの責任について、そこでかなり議論しているんですよね、それを見ると。それは4年前です。それを忘れていたのではないかな、同じような質問を何度も何度もして。これじゃ前に進められません。そういうことでね、議員間で審議せずに、そのまんま、いきなり直前に出されたら、私たちは戸惑うわけです、はっきり言って。みんなは反対賛成出してくれて、これじゃ議会とは言えないですよ。こういうことで物事を決めていったら、本当に和光市議会はどうなっているのかと誤解を受けます。和光市議会のブランドが下がります。そういう意味で、私は突然にこういったものを出すのはよくないと思います。内容は別にして。

○**安保友博委員長** 赤松議員に申し上げますが、委員会で市長を呼ぶという話を最終的に決定して呼ぶことにしたのは委員長の権限なので、その点だけ御認識いただけたらと思います。その他の件については、御意見として承ります。ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。

それでは、本日の3件について、日程に追加し議題とすることに決定してよろしいでしょうか。それでは決議案第1号及び第2号については、議案第83号の討論・採決の後に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論については通告を取らずに行い、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

菅原委員。

○**菅原満委員** 決議案第3号は、議案第84号に関係するから、議案の後にやるっていうのが本来のやり方で、決議案の1号、2号というのは、手続き的には全ての議事日程が終わった後の追加議案ということになるのではないのですか。やってる途中で追加議案が入るっていうのは従前もなかったですし、本来、直接議案には絡まないですから、そのやり方は理解できないんですけども。

○**安保友博委員長** 今回のことに関しては、議案第84号に関してその前提として出すということで、私からも吉田委員からも提出がされておりますので、このタイミングでやるということで上げさせていただいております。

菅原委員。

○菅原満委員 議案第84号に関するのであれば、議案第84号を採決して、その後に決議案を採決するという手順が本来的な手順ではないかと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○安保友博委員長 そういうやり方もあるかもしれませんが、それが一律に決まっているわけではなくて、今回は議案第84号の審査の手前でやりたいという提出者からの御意見があったの今回の順番です。

菅原委員。

○菅原満委員 従前からのやり方をする、今回はということで変えてしまうと、果たしてそれがいいのかどうかというのは、議会改革もやっているわけですし、その辺も含めて考えていく必要があるんじゃないかなど。決議案第3号というのは議案第84号との関係ですから、その附帯決議だから議案と一緒にやらざるを得ないということは分かるんですけれども、決議案第1号、第2号というのは、たしかに関連はするかもしれないけれども、本来独立したもの。直接議案と関連するのかどうかというのは理解に苦しむんですけれども。

○安保友博委員長 議員の議案の提出権があって、それをどこで差し込むかというのは、提出者の判断に委ねられていて、それでいいかどうかという判断になると思いますので、菅原委員の意見は一つの意見として承っておきたいと思います。ほかの皆さんはいかがでしょう。

菅原委員。

○菅原満委員 提出者が議事の進行を決めるということはないので、あくまで議運で議事進行を決めて、それに基づいて、議事進行は本来議長の諮問で進んでいくわけですので、提出者の意向が優先するというのは理解できないのですが。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今、菅原委員がいろいろおっしゃっていただいたんですけど、従前のやり方が正しいという根拠は何でしょうか。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 積み重ねてやってきたという、正しい正しくないということで議論はしていないので、やはり積み上げてやってきているというのが一つ大切ですし、あと、議案に直接関係あるものは議案の後にやるというのは、これは当然処理されるべきものだというふうにも理解しますけれども、こちらの決議案第1号、第2号というのは、また別の決議案ということで出てきているわけですから、それを考えるならば、全ての審査が終わった後に決議案が追加上程されるというのが筋じゃないですか。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 他の議会とかを見ますと、従来通りにやる部分であったりとか、本当にこういった問責決議案だったり決議案っていうのはそうそう出るものではないと思うんです。どのタイミングで出さなければいけないかという部分と、今回、先ほど2人の委員からもおっしゃ

られてましたけれども、前置きというか、その議案第84号に関連している部分があるから、この場所でやりたいという話があったので、そこら辺は配慮してやっていく必要があるのではないかと私は考えるんですけれども。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 議長はそれで良しとするわけですか。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 支障がない限りは、これで前に進めたいと思っております。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 そのやり方で行くということであれば、諮って、採決を取って進めてください。

○安保友博委員長 先ほどお諮りしましたけども、それでよろしいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 異議あり。採決してください。

○安保友博委員長 採決すべきという御意見がありましたので、採決を取りたいと思います。決議案第1号及び第2号については、議案第83号の討論・採決の後に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論については通告を取らずに行い、採決を行いたいと思いますが、これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、決議案第1号及び第2号については、このように行うことに決しました。

次に、決議案第3号については、議案第84号が可決された場合にただちに議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論については通告を取らずに行い、採決を行いたと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのように決定しました。

本日の案件は以上で終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午後1時17分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博